実態調査の概要

1. 調査目的

この調査は、高山市内における事業所の労働条件等の実態を把握し、行政運営の基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査対象

建設業、製造業、情報通信・運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、飲食業、宿泊業、医療・ 福祉、サービス業、その他の事業所のうちから無作為に抽出した700事業所

- 3. 調查項目
 - 事業所の業種、規模

〇 休暇制度

〇 従業員数

- 育児・介護休業制度
- 雇用状況 (障がい者、外国人、中途採用)
- 女性の労働環境○ パートタイマー関係

〇 就業規則

· 雇用条件 · 就業規則

○ 労働組合

・社会・労働保険

○ 社会·労働保険 ○ 定年制

・労働時間

〇 賃金

・賃金

○ 労働時間 ○ 雇用調整

- 〇 次世代育成支援対策推進法
- 〇 ワークライフバランス
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4. 調查期間

平成30年11月7日 ~ 平成30年11月30日

5. 調査基準日

平成30年7月1日現在。なお、設問により基準日が異なっている場合がある。

6. 調査方法

郵送によるアンケート調査法により実施

7. 調査票の回収状況

回収数

210 事業所(回収率 30.0%)

※ 常時労働者を雇用していない事業所は除く。

8. 集 計

高山市商工観光部商工課

- 9. 用語の定義
 - 〇所定労働時間 : 就業規則で定められた実労働時間。
 - ○所定外労働時間 : 残業、休日出勤等の労働時間。
 - ○1週間単位の非定型的変形労働時間制

:30人未満の小売店、旅館、料理店及び飲食店の事業所で、労使協定により

1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

○1ヶ月単位の変形労働時間制

:1ヶ月以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間及び1週40時間を超えて労働させることができる制度。

○1年単位の変形労働時間制

:1年以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の 範囲内において、1日8時間及び1週40時間を超えて労働させることができ る制度。

○フレックスタイム制:所定労働時間はそのままで、労使協定内で時間を自由に設定すること。

○所定内賃金 : 基本給、職能給、各種手当。なお、通勤手当は除く。 ○所定外賃金 : 残業、休日出勤手当等所定外の労働に関する賃金。

○短時間勤務制度 : 所定労働時間を短縮する制度。

○始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ

: 所定労働時間はそのままで、事業主が決めたいくつかの時間の中から 繰上げ等を設定すること。

10. 注意事項

各数値は小数点第2位以下四捨五入として表示しており、それぞれの割合を足し上げても 100%とならないことがある。

集計された数値が「0」の場合、また、無回答や計算元の値が「0」であった場合には数値が表示されない。